

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から適用する。

- 一 第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七十六条第二項第五号の改正規定
- 二 第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七十六条第二項第五号の改正規定
- 三 第三条の規定

四 第六条中農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項第二号の改正規定
 (評価・換算差額等に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この項において「新農協告示」という。）第十二条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から平成二十七年三月三十一日まで	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで	八十パーセント

2 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この項において「新漁協告示」という。）第十条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年農金融水産庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第十条第二項」を「第十条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

附則第五条第一項及び第三項中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第三号」に改める。

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年農林水産省告示第一号）（附則第三条関係）

改正案	現行
<p>附則 （資本調達手段等に係る経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補充的項目の額に含まれる資本調達手段（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十三条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であつて第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行又は払込みされたもの）に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第二項及び第十条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新農協</p>	<p>附則 （資本調達手段等に係る経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補充的項目の額に含まれる資本調達手段（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十三条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であつて第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行又は払込みされたもの）に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第二項及び第十条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新農協</p>

告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付劣後債務又は旧農協告示第五条第一項第六号若しくは第十三条第一項第六号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新農協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新農協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項

告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付劣後債務又は旧農協告示第五条第一項第六号若しくは第十三条第一項第六号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新農協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新農協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項

第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 (略)

3 第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「旧漁協告示」という。)第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十九条の二第二項に規定する回転出資金を含む。)であつて第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新漁協告示」という。)第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行又は払込みされたもの)に限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第四項及び第十條第四項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新漁協告示第五十三條第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限

第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 (略)

3 第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「旧漁協告示」という。)第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十九条の二第二項に規定する回転出資金を含む。)であつて第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新漁協告示」という。)第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行又は払込みされたもの)に限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第四項及び第十條第二項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新漁協告示第五十三條第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限

までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号若しくは第十三条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧漁協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新漁協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新漁協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）を

までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号若しくは第十三条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧漁協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新漁協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新漁協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）を

いう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 (略)

(少数株主持分に係る経過措置)

第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 (略)

3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に

いう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 (略)

(少数株主持分に係る経過措置)

第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

表(略)

2 (略)

3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に

4
(略)
係る基礎項目の額に算入することができる。

4
(略)
係る基礎項目の額に算入することができる。